

平成 19 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社アイフィスジャパン
代表者名 代表取締役 大沢 和春
(コード番号：7833 東証マザーズ)
問合せ先 管理・企画担当取締役
浅井 祐宣
(TEL. 03-5275-6334)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 6 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 23 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- ① 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 7 条および第 9 条)
- ② 監査体制の一層の強化および充実を目的として、監査役会を設置することとし、第 5 章を監査役及び監査役会と変更し、決議事項第 5 号議案の可決を条件に、関連する規定を新設するものであります。(変更案第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条および第 37 条)
- ③ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 16 条)
- ④ 取締役会の機動的な運営を目的に、書面または電磁的記録による取締役会決議を可能とするための規定を新設するものであります。(変更案第 25 条)
- ⑤ 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、社外取締役および社外監査役に優秀な人材を招聘できるよう社外取締役および社外監査役と当社が責任限定契約を締結できるよう規定を新設するものであります。なお、取締役との責任限定契約に関する規程の新設については、各監査役の同意を得ております。(変更案第 29 条および第 39 条)
- ⑥ 会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の理由

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (省略) (新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> ただし、<u>電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する<u>株式の総数</u>は、169,600株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により</u>、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受けることができる。</u></p> <p>(基準日) 第7条 当社は、<u>毎年12月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)<u>をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) <u>(機関)</u> 第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>取締役会</u> 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行<u>可能株式総数</u>は、169,600株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により</u>、取締役会の決議をもって<u>市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人) 第 8 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置くことができる。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 2. 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 9 条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 10 条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者及び議長) 第 11 条 (省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 2. 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、及び新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の備え置き<u>その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第 10 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、<u>毎年 3 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 12 月 31 日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長) 第 13 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類のインターネット開示)</p> <p>第 12 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>2. 商法 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 (省略)</p>	<p>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>3. (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 20 条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 (省略)</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第 23 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</p> <p>(取締役会規程) 第 24 条 (省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第 25 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員数) 第 26 条 当社の監査役は、<u>2</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第 26 条 取締役会における議事については、<u>法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第 30 条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す<u>べき</u>時までとする。</p>	<p>(任期) 第 32 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査役)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 35 条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 36 条 監査役会における議事については、<u>法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 37 条 監査役会に関する事項は、<u>法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p>	<p><u>(報酬等)</u></p>
<p>第 29 条 監査役の報酬<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第 38 条 監査役の報酬等<u>は</u>、株主総会の決議をもって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第30条 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日の年1期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を支払うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第33条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1年とする。</p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>(削除)</p>

以 上